



山形県公報

平成24年9月14日（金）
第2377号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（食品安全衛生課）…1071

### 告 示

- 肥料登録の有効期間の更新……………（環境農業推進課）…1072
- 土地改良事業施行の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…1073
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…同
- 同……………（同）…1074
- 同……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 同……………（同）…1075
- 同……………（同）…同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…同

### 公 告

- 財団法人都道府県会館（建物共済事業及び機械損害共済事業）の経営状況……………（管財課）…同
- 一般競争入札の公告……………（同）…1076
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…1077

## 規 則

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第43号

#### 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。  
別表第2第1項に次の1号を加える。

- (5) 生食用牛肉（生食用食肉として販売する牛の食肉（内臓を除く。）をいう。以下同じ。）を加工し、又は調理する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。
  - イ 生食用牛肉を加工する場所及び調理する場所は、それぞれ他の場所と一定の区画をすること。
  - ロ 生食用牛肉が接触する設備、器具及び容器は、生食用牛肉を加工する場所及び調理する場所のそれぞれに、専用のものを設け、又は備え付けること。
  - ハ 生食用牛肉を加工する場所及び調理する場所には、それぞれ専用の器具及び容器の洗浄設備並びに消毒設備並びに流水受槽式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。
  - ニ 生食用牛肉を加工する場所には、生食用牛肉の加熱殺菌に十分な能力を有する専用の設備及び加熱殺菌後の生食用牛肉の冷却に十分な能力を有する専用の設備（当該設備を生食用牛肉の原料肉の保存に用いる場合にあつては、当該原料肉を加熱殺菌後の生食用牛肉と区別して保存できる構造であるものに限る。）を設けること。

別表第2第11項に次の1号を加える。

(9) 生食用牛肉を加工し、又は調理する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

- イ 生食用牛肉を加工する場所及び調理する場所は、それぞれ他の場所と一定の区画をすること。
- ロ 生食用牛肉が接触する設備、器具及び容器は、生食用牛肉を加工する場所及び調理する場所のそれぞれに、専用のものを設け、又は備え付けること。
- ハ 生食用牛肉を加工する場所及び調理する場所には、それぞれ専用の器具及び容器の洗浄設備並びに消毒設備並びに流水受槽式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。
- ニ 生食用牛肉を加工する場所には、生食用牛肉の加熱殺菌に十分な能力を有する専用の設備及び加熱殺菌後の生食用牛肉の冷却に十分な能力を有する専用の設備（当該設備を生食用牛肉の原料肉の保存に用いる場合にあつては、当該原料肉を加熱殺菌後の生食用牛肉と区別して保存できる構造であるものに限る。）を設けること。

別表第2第12項第2号中「及び」を「(生食用牛肉を除く。)及び」に、「器具」を「器具及び容器」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 生食用牛肉を加工し、又は調理する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

- イ 生食用牛肉を加工する場所及び調理する場所は、それぞれ他の場所と一定の区画をすること。
- ロ 生食用牛肉が接触する設備、器具及び容器は、生食用牛肉を加工する場所及び調理する場所のそれぞれに、専用のものを設け、又は備え付けること。
- ハ 生食用牛肉を加工する場所及び調理する場所には、それぞれ専用の器具及び容器の洗浄設備並びに消毒設備並びに流水受槽式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。
- ニ 生食用牛肉を加工する場所には、生食用牛肉の加熱殺菌に十分な能力を有する専用の設備及び加熱殺菌後の生食用牛肉の冷却に十分な能力を有する専用の設備（当該設備を生食用牛肉の原料肉の保存に用いる場合にあつては、当該原料肉を加熱殺菌後の生食用牛肉と区別して保存できる構造であるものに限る。）を設けること。

**附 則**

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第895号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成24年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号     | 肥料の種類   | 肥料の名称       | 保証成分量(%)                          | その他の規格             | 生産業者       |                   | 有効期限        |
|----------|---------|-------------|-----------------------------------|--------------------|------------|-------------------|-------------|
|          |         |             |                                   |                    | 名称         | 住所                |             |
| 山形県第446号 | 混合有機質肥料 | 豆腐かす混合米ぬか油粕 | 窒素全量 2.5<br>りん酸全量 5.5<br>加里全量 2.0 | 含有を許される成分の割合は最大とあり | コーユ株式会社    | 酒田市松美町13番地212     | 平成27. 9. 13 |
| 山形県第467号 | 蒸製骨粉    | スープ滓骨粉(特粉)  | 窒素全量 4.0<br>りん酸全量17.0             |                    | 丸善食品工業株式会社 | 東京都板橋区成増一丁目30番13号 | 平成30. 8. 29 |
| 山形県第470号 | 混合有機質肥料 | 花・果樹・野菜の詩   | 窒素全量 4.0<br>りん酸全量 7.0<br>加里全量 3.0 | 含有を許される成分の割合は最大とあり | 株式会社エルデック  | 酒田市松美町3番70号       | 平成27. 8. 25 |

山形県告示第896号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり認可した。  
平成24年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
最上川中流土地改良区（大郷地区）
- 2 認可年月日  
平成24年9月3日
- 3 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第897号

白鷹町土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成24年8月27日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
長井市役所、白鷹町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成24年9月20日から同年10月19日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年9月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 宮宿浮島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長        |
|----------------------------------------|------|-------------------|------------|
| 西村山郡朝日町大字三中字足毛沼甲1348番から<br>同 甲1354番2まで | 旧    | 14.2メートル<br>} 8.6 | メートル<br>59 |
| 同 上                                    | 新    | 23.7メートル<br>} 8.6 | 同 上        |

**山形県告示第899号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年9月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 皿沼河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|----------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡河北町大字溝延字稻荷原47番2から<br>同 5番1まで | 旧    | 12.3メートル<br>}<br>12.2 | メートル<br>13 |
| 同 上                              | 新    | 14.0メートル<br>}<br>12.2 | 同 上        |

**山形県告示第900号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年9月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 皿沼河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長        |
|--------------------------------------|------|---------------------|------------|
| 西村山郡河北町大字溝延字千菊46番3から<br>同 字小堤123番4まで | 旧    | 8.7メートル<br>}<br>8.4 | メートル<br>18 |
| 同 上                                  | 新    | 8.9メートル<br>}<br>8.6 | 同 上        |

**山形県告示第901号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年9月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 宮宿浮島線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字三中字足毛沼甲1348番から  
同 甲1354番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月14日

山形県告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年9月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 皿沼河北線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町大字溝延字稻荷原47番2から  
同 5番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月14日

山形県告示第903号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年9月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 皿沼河北線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町大字溝延字千苜46番3から  
同 字小堤123番4まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月14日

山形県告示第904号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成24年9月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 指定の番号 私道村総建第131号
- 2 指定の場所 寒河江市大字島宇島東149番3の一部、149番5、149番6の一部、153番3の一部
- 3 道路の現況 幅員 5.00メートル  
延長24.90メートル
- 4 指定年月日 平成24年9月7日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から平成23年度の建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成24年9月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 建物共済事業
  - 分担金その他収入 1,388,550,123円
  - 災害共済金その他支出 538,643,695円
  - 正味財産 1,713,486,317円
- 2 機械損害共済事業
  - 分担金その他収入 785,511,488円
  - 災害共済金その他支出 167,033,930円
  - 正味財産 690,861,575円

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                  | 日 時                     | 入 札 に 付 す る 物 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 予 定 価 格    |
|--------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎6階603会議室 | 平成24年10月18日（木）<br>午前10時 | 山形市大字松原字原1841番3<br>畑（実測）6,732.70平方メートル<br>（公簿）6,732.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番72<br>畑（実測）4,639.14平方メートル<br>（公簿）4,639.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番73<br>畑（実測）302.36平方メートル<br>（公簿）302.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番74<br>畑（実測）136.33平方メートル<br>（公簿）136.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番75<br>畑（実測）291.78平方メートル<br>（公簿）291.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番76<br>畑（実測）44.28平方メートル<br>（公簿）44.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番77<br>畑（実測）21.88平方メートル<br>（公簿）21.00平方メートル | 4,427,000円 |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 落札の無効

落札者が当該物件に係る農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項又は第5条第1項の許可（以下「農地所有権移転許可」という。）を受けられなかった場合及び受けられないと認められる場合における当該落札は、無効とする。

7 その他

(1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 場 所                                   | 日 時                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------|
| 山形市大字松原字原1841番3<br>畑（実測）6,732.70平方メートル<br>（公簿）6,732.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番72<br>畑（実測）4,639.14平方メートル<br>（公簿）4,639.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番73<br>畑（実測）302.36平方メートル<br>（公簿）302.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番74<br>畑（実測）136.33平方メートル<br>（公簿）136.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番75<br>畑（実測）291.78平方メートル<br>（公簿）291.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番76<br>畑（実測）44.28平方メートル<br>（公簿）44.00平方メートル<br>山形市大字松原字原1841番77<br>畑（実測）21.88平方メートル<br>（公簿）21.00平方メートル | 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎 6階603会議室 | 平成24年9月27日（木）<br>午前10時 |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 契約の締結は、落札者が当該物件に係る農地所有権移転許可を受けた後、行うものとする。

(4) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び関係総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに関係市役所において平成25年1月14日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ前田店  
 山形市前田町6番10号

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所             | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵  |

(変更後)

| 名 称           | 住 所         | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市前田町6番10号 | 松 谷 幸 一 |

(3) 変更年月日

イ 住所に係るもの 平成24年6月10日

ロ 代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

(4) 届出年月日

平成24年8月30日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月14日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ山形北店

山形市馬見ヶ崎四丁目3番3号外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所             | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵  |

(変更後)

| 名 称           | 住 所         | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市前田町6番10号 | 松 谷 幸 一 |

(3) 変更年月日

イ 住所に係るもの 平成24年6月10日

ロ 代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

(4) 届出年月日

平成24年8月30日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に



ついて意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月14日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

3 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ白山店

山形市白山二丁目3番33号外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所             | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵  |

(変更後)

| 名 称           | 住 所         | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市前田町6番10号 | 松 谷 幸 一 |

(3) 変更年月日

イ 住所に係るもの 平成24年6月10日

ロ 代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

(4) 届出年月日

平成24年8月30日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月14日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

4 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ南館店

山形市南館五丁目1097番1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所             | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵  |

(変更後)

| 名 称           | 住 所         | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市前田町6番10号 | 松 谷 幸 一 |

## (3) 変更年月日

- イ 住所に係るもの 平成24年6月10日
- ロ 代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

## (4) 届出年月日

平成24年8月30日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月14日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ 意見

## 5 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ天童南店  
天童市南町一丁目2番1号外

## (2) 変更した事項

- イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所             | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵  |

(変更後)

| 名 称           | 住 所         | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市前田町6番10号 | 松 谷 幸 一 |

- ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-----------------|------------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ   | 山形市あこや町二丁目1番30号  | 阿 部 恵   |
| 株 式 会 社 近 江 建 設 | 山形市馬見ヶ崎一丁目12番19号 | 新 保 一 広 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所         | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市前田町6番10号 | 松 谷 幸 一 |

|                 |                  |         |
|-----------------|------------------|---------|
| 株 式 会 社 近 江 建 設 | 山形市馬見ヶ崎一丁目12番19号 | 新 保 一 広 |
|-----------------|------------------|---------|

(3) 変更年月日

- イ 株式会社ジョイの住所に係るもの 平成24年6月10日
- ロ 株式会社ジョイの代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

(4) 届出年月日

平成24年8月30日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月14日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ 意見

6 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ寒河江店  
寒河江市大字寒河江字赤田71番4号外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所             | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵  |

(変更後)

| 名 称           | 住 所         | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市前田町6番10号 | 松 谷 幸 一 |

(3) 変更年月日

- イ 住所に係るもの 平成24年6月10日
- ロ 代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

(4) 届出年月日

平成24年8月30日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月14日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ 意見

7 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ東根中央店  
東根市さくらんぼ駅前三丁目9番1号外

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所             | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵  |

(変更後)

| 名 称           | 住 所         | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市前田町6番10号 | 松 谷 幸 一 |

## (3) 変更年月日

- イ 住所に係るもの 平成24年6月10日  
ロ 代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

## (4) 届出年月日

平成24年8月30日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月14日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
ハ 意見

## 8 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北村山ショッピングプラザ  
尾花沢市大字尾花沢字下新田1359番3外

## (2) 変更した事項

- イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称            | 住 所             | 代表者の氏名  |
|----------------|-----------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ  | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵   |
| 株式会社野川食肉食品センター | 天童市老野森三丁目3番1号   | 野 川 勝 弘 |

(変更後)

| 名 称            | 住 所           | 代表者の氏名  |
|----------------|---------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ  | 山形市前田町6番10号   | 松 谷 幸 一 |
| 株式会社野川食肉食品センター | 天童市老野森三丁目3番1号 | 野 川 勝 弘 |

- ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称         | 住 所             | 代表者の氏名  |
|----------------|-----------------|---------|
| 株式会社ジョイ        | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵   |
| 押 切 信 彦        | 尾花沢市大字高橋177番地   |         |
| 株式会社野川食肉食品センター | 天童市老野森三丁目3番1号   | 野 川 勝 弘 |
| 株式会社あじまん本舗     | 天童市乱川三丁目6番1号    | 佐 藤 友 紀 |

(変更後)

| 氏名又は名称         | 住 所           | 代表者の氏名  |
|----------------|---------------|---------|
| 株式会社ジョイ        | 山形市前田町6番10号   | 松 谷 幸 一 |
| 押 切 信 彦        | 尾花沢市大字高橋177番地 |         |
| 株式会社野川食肉食品センター | 天童市老野森三丁目3番1号 | 野 川 勝 弘 |
| 株式会社あじまん       | 天童市乱川三丁目6番1号  | 佐 藤 友 紀 |

## (3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項

(イ) 株式会社ジョイの住所に係るもの 平成24年6月10日

(ロ) 株式会社ジョイの代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ジョイに係るもの

a 住所に係るもの 平成24年6月10日

b 代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

(ロ) 株式会社あじまんに係るもの 平成22年4月1日

## (4) 届出年月日

平成24年8月30日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月14日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

## 9 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンあつみ

鶴岡市鼠ヶ関字奥田17番外

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 宮 地 邦 明 |
| 株式会社ジョイ       | 山形市あこや町二丁目1番30号        | 阿 部 恵   |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 宮 地 邦 明 |
| 株式会社ジョイ       | 山形市前田町6番10号            | 松 谷 幸 一 |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |

(3) 変更年月日

イ 株式会社ジョイの住所に係るもの 平成24年6月10日

ロ 株式会社ジョイの代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

(4) 届出年月日

平成24年8月30日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月14日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

10 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

くしびきショッピングプラザ

鶴岡市丸岡字鳥飼121番外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称      | 住 所             | 代表者の氏名  |
|----------|-----------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号  | 板 垣 宮 雄 |
| 株式会社ジョイ  | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵   |

(変更後)

| 名 称      | 住 所            | 代表者の氏名 |
|----------|----------------|--------|
| 株式会社ヤマザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板垣宮雄   |
| 株式会社ジョイ  | 山形市前田町6番10号    | 松谷幸一   |

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名又は名称     | 住 所                  | 代表者の氏名 |
|------------|----------------------|--------|
| 株式会社ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 板垣宮雄   |
| 株式会社ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 石黒晴美   |
| 五十嵐茂美      | 鶴岡市上山添字明神前76         |        |
| 株式会社セリア    | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地      | 河合宏光   |
| 橋本井園株式会社   | 宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号 | 橋本奈保子  |
| 有限会社達商     | 鶴岡市宝田三丁目9番22号        | 阿達満    |
| 株式会社ジョイ    | 山形市あこや町二丁目1番30号      | 阿部恵    |
| 株式会社あじまん本舗 | 天童市乱川三丁目6番1号         | 佐藤友紀   |

(変更後)

| 氏名又は名称     | 住 所                  | 代表者の氏名 |
|------------|----------------------|--------|
| 株式会社ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 板垣宮雄   |
| 株式会社ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 山澤進    |
| 五十嵐茂美      | 鶴岡市上山添字明神前76         |        |
| 株式会社セリア    | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地      | 河合宏光   |
| 橋本井園株式会社   | 宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号 | 橋本奈保子  |
| 有限会社達商     | 鶴岡市宝田三丁目9番22号        | 阿達満    |
| 株式会社ジョイ    | 山形市前田町6番10号          | 松谷幸一   |
| 株式会社あじまん   | 天童市乱川三丁目6番1号         | 佐藤友紀   |

## (3) 変更年月日

## イ (2)のイに掲げる事項

(イ) 株式会社ジョイの住所に係るもの 平成24年6月10日

(ロ) 株式会社ジョイの代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

## ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ジョイに係るもの

a 住所に係るもの 平成24年6月10日

b 代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

(ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成21年4月1日

(ハ) 株式会社あじまんに係るもの 平成22年4月1日

## (4) 届出年月日

平成24年8月30日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月14日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見